

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 15 日

安芸市長 西内 直彦

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

マイナンバーカード交付予約およびカード管理システム構築・運用保守業務

(2) 仕様及び履行期間

別紙仕様書による

(3) 履行場所

安芸市役所又は安芸市が指定する場所

(4) 入札参加資格申請書受付期間

公告の日から令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで

(5) 入札期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 9 時から令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時まで

(6) 開札日

ア 開札日時

令和 8 年 7 月 9 日（木）午後 2 時

※立ち合い希望者は、定時までに入室すること。

イ 開札場所

安芸市役所 2 階 第 1 会議室

(7) この入札への参加者は、安芸市建設工事競争入札心得を了知すること。

(8) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 社の場合でも入札を行う。

(9) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

(10) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

2. 入札参加者の資格

入札参加者の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格審査申請日までに、令和 8 年度安芸市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

3. 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（別紙 1。以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、メール又は FAX で通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 提出期間

この公告の日から令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出場所

安芸市役所市民保険課（〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1）

TEL 0887-35-1001 FAX 0887-32-0301 メール simin01@city.aki.lg.jp

※ 申請書類については、市ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 提出方法

一般競争入札参加資格申請書は、上記提出場所に郵送、メール又は直接持参するものとする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。メールの場合は、必ず電話（0887-35-1001）により受信の有無を確認すること。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は申請書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 5 時までにメール又は FAX で通知

(5) 参加資格がないとされた者に対する措置

2 の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

(6) 入札参加資格の喪失

(4) の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

ア 2 の入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4. 仕様書の閲覧等

(1) 閲覧

仕様書は、市ホームページ上において閲覧することができる。

(2) 質疑応答

仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

ア 質問はメールで行う（電話・口頭質問には回答しない。）ものとし、質疑書（別紙2）を Word 形式のまま安芸市役所市民保険課市民係（simin01@city.aki.lg.jp）へ送信すること。その際は必ず電話（0887-35-1001）により受信の有無を確認すること。

イ 質問の受付期間は、この公告の日から令和8年6月22日（月）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに安芸市ホームページの当該一般競争入札情報の欄に掲載する。

5. 入札方法等

(1) 入札は一般競争入札による。

(2) 入札書は所定の様式に基づくものとし、封入後は封印のうえ、封筒に入札業務名、宛名及び入札者名を朱書きし、持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

(3) 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4) 入札書に記載する金額は、管理システム構築費用と運用保守費用（60カ月分）を全て合計した金額を記載しなければならない。

6. 入札書の記載

(1) 入札書記載の業務名の確認

(2) 入札日の日付、住所、社名、代表者氏名を記入

(3) 捺印する

(4) 入札金額を記入

・入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税額を含まない金額（税抜金額）を記載すること。

・金額の頭に¥マークを記入すること。

・金額の訂正はしないこと。

7. 入札書の提出期間等

日 時：令和8年7月1日（水）午前9時から令和8年7月8日（水）午後5時まで

※休日及び平日の昼休み（正午から午後1時）を除く

場 所：安芸市役所市民保険課市民係（〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1）

8. 入札書の開札

日 時：令和8年7月9日（木）午後2時

場 所：安芸市役所2階 第1会議室

※立会い希望者は、定時までに入室すること。

9. 最低制限価格

なし

10. 入札保証金

免除する。

11. 入札の無効

安芸市契約事務規則第20条各号に該当するときの入札は無効とする。

12. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、市の定めた予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。

13. 落札者の決定方法

- (1) 落札者決定後、すみやかに契約を締結する。
- (2) 落札者はすみやかに入札金額内訳書（任意様式）を提出することとし、内訳書には管理システム構築費用と運用保守費用（60カ月分）等、全ての内訳を記載すること。

14. 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結時に、市へ納付すること。ただし、契約者が安芸市契約事務規則第51条第2項第3号に該当するときは免除する。

15. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和29年法律第67号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。

- (3) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (4) 落札結果については公表する。
- (5) やむを得ない事由により、履行期間内の完了が困難となる場合には、履行期間について協議できるものとする。